

北広島町建築物における木材の利用促進に関する方針

平成24年9月28日制定

令和6年5月16日改正

第1 目 的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の規定に基づき、定められた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に即して、法第12条第1項の規定に基づき、建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、北広島町における建築物等への木材利用を促進することにより、林業・木材産業の振興、健全な森林の育成、循環型社会の構築や環境の保全を図ることを目的とする。

第2 建築物等における木材の利用促進の意義

1 木材の利用促進の意義

木材は、再生産可能な資材であり、木材の需要を拡大することは、森林の適正管理や林業・木材産業など地域経済の活性化に資するものである。

更に、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献する資材である。

2 建築物等における木材の利用促進の効果

建築物は、広く町民一般に利用されることから、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、一般住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、更には建築物以外の工作物資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体的・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献することが期待される。

第3 木材の利用を促進すべき建築物

1 北広島町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

学校、社会福祉施設（保育所、老人ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公園施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎等

2 町以外の者が整備する 1 に準ずる建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を利用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資する等公共性が高いと認められる建築物。

第4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成 22 年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面の工夫をした上で、第 3 の木材の利用を促進すべき公共建築物の促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

但し、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設の他、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を推進する対象としないものとする。

なお、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

第5 町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 木造化

「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当り、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用することをいう。

町は、その整備する公共建築物の内、第 4 の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。木造化に当っては、可能な限り北広島町産・広島県産材を使用するものとする。

2 内装等の木質化

「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当り、天井、壁、床、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

町は、その整備する公共建築物について、高さ・面積の規模にかかわらず、内装等の木質化に積極的に取り組むものとする。内装等の木質化に当っても、可能な限り北

広島町産・広島県産材を使用するものとする。

3 その他の木材利用

町は、その整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木事業資材についても、生活環境や自然環境を保全するため木製品の利用を促進する。また、暖房器具やボイラーなどを導入する場合は、木質バイオマスを燃料とする器具の導入促進に努めるものとする。この場合も、可能な限り北広島町産・広島県産材を使用するものとする。

第6 建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材供給に携わる者は、連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物等の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

第7 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 推進体制

建築物等における木材の利用の促進を効果的に図り、横断的に連携した取組としていくため、副町長を会長として、関係する課長を構成員とする北広島町木材利用推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

会議は、各課が整備する公共建築物の木造化・木質化等の協議、木造化・木質化等の検討に必要な情報の収集・提供を行う。

また、木材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発等を行い、地域ぐるみの木材利用促進を目指すものとする。

2 公共建築物整備計画の企画・立案に当たっての留意

公共建築物を整備しようとする所管課は、当該整備を企画・立案する際に、木造化及び内装等の木質化を検討するとともに、木造化等が困難な場合は、その理由を整理する。

3 公共建築物における木材の利用の実施状況の公表

町は、毎年整備する公共建築物における本方針に基づく木材の利用促進の実施状況を整理した上で、町ホームページで公表する。